

会 議 記 録

会議名称	第7回（令和6年度第2回）杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和6年6月12日（水）18時30分～20時17分	
場所	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局庶務課長参事、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	13名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿
	資料3	杉並区子どもワークショップシーズン2 第4回の内容
	資料4	杉並区子どもワークショップシーズン2 第4回「大人が考えた『子どもの権利』を守るために大人がしなければならないこと」意見考察（事務局作成）
	資料4-①	子どもWS__S2第4回ワークシート「大人がしなければならないこと」の意見出し
	資料4-②	子どもWS__S2第4回ワークシート「大人がしなければならないこと」～大人はこんなふうを考えています～に対する意見
	資料5	答申案（骨格）について
	資料6	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（答申案）たたき台
	資料7	事前課題シート「『(仮称)子どもの権利に関する条例』の前文に大人の思いとして盛り込みたいキーワードやフレーズについて」
会議次第	1	開会
	2	議題及び報告事項等 （1）子どもワークショップ第4回実施内容【資料3】及びワーク「大人が考えた『子どもの権利』を守るために大人が

	<p>しなければならないこと」における意見について【資料4、4-①、4-②】</p> <p>(2) 答申案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案（骨格）について【資料5】</li> <li>・答申案（たたき台）について【資料6】</li> </ul> <p>(3) 事前課題シート『（仮称）子どもの権利に関する条例』の前文に大人の思いとして盛り込みたいキーワードやフレーズについて】の共有【資料7】</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
子ども政策担当課長	それでは、お時間になりましたので、野村会長からお願いいたします。
野村会長	<p>皆さん、こんばんは。だんだん日も相当伸びてきて、「こんばんは」と言う割には結構外が明るくなっていますが、天気も夏らしくなってきました。後でご報告があると思いますけれども、審議会と並行して子どもたちから意見を聞くワークショップをやっておりますので、そちらとうまくリンクをさせながら答申に向けて議論を進められたらと思います。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めていければと思います。</p> <p>オンラインで入る方がおられますけれども、確認は大丈夫ですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、事務局から確認をさせていただければと思います。</p> <p>まず、本日は会場がいつもの会場と違っておられますので、マイクの形が違ってございます。前回、一度この会場を使っていたことがあるかと思うのですが、同じようにお話になるときにマイクのスイッチ、口のマークがあるスイッチですが、このところを押していただいて、赤く光ったらお話ししていただくということで、よろしくお願いたします。</p> <p>初めに、定足数の確認をさせていただきます。</p> <p>定足数につきましては、条例第5条第2項により、委員の半数以上の出席で成立としております。本日、まだお見えになっていない委員の方が1名いらっしゃり、あと、オンラインで参加をされている委員の方が2名いらっしゃいますけれども、現在13名の方が出席されておりますことから、有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>オンラインでは、谷村委員が冒頭30分程度、田村委員が開催時間中ということですが、音声は聞こえておりますでしょうか。聞こえるようでしたら、何かご発声をお願いできますか。</p>
田村委員	聞こえております。ありがとうございます。
子ども政策担当課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、次に資料の確認をさせていただきます。席上に配付させていただきました資料をご確認ください。</p> <p>まず、資料1で、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表。</p> <p>資料2で、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿。</p> <p>資料3、杉並区子どもワークショップシーズン2 第4回の内容。</p> <p>資料4、杉並区子どもワークショップシーズン2 第4回「大人の考えた『子どもの権利』を守るために大人がしなければならないこと」意</p>

	<p>見考察</p> <p>資料4-①としまして、子どもWS__S2第4回ワークシート「大人がしなければならないこと」の意見出し。</p> <p>資料4-②としまして、子どもWS__S2第4回ワークシート「大人がしなければならないこと」～大人はこんなふうを考えています～に対する意見。</p> <p>資料5、答申案（骨格）について。</p> <p>資料6、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（答申案）たたき台。</p> <p>最後に、資料7、事前課題シート『（仮称）子どもの権利に関する条例』の前文に大人の思いとして盛り込みたいキーワードやフレーズについて」。</p> <p>少々資料が多くなってございますが、不足等ございませんでしょうか。もし何かございましたら、事務局のほうにお声がけください。</p> <p>次に、会議録の作成のための録音でございますが、前回同様、会議録の作成のために録音をさせていただきます。後日、委員の皆様にご確認についてご連絡をさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、第6回審議会の会議録につきましては、既に区公式ホームページで公開されておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、審議会の撮影等に関する申請についてでございますが、本日は録音、撮影等の申請はございません。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入っていければと思います。今日は報告が結構多くなるとお思いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、まず、子どもワークショップ第4回実施内容及びワーク「大人が考えた『子どもの権利』を守るために大人がしなければならないこと」における意見について、事務局からご報告いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、報告事項の（1）についてご報告させていただきます。</p> <p>前回の審議会以降、5月12日と6月1日に2回、子どもワークショップを開催しておりますけれども、このうち6月1日が「子どもの権利」や「子どもの権利条例」における大人の役割について考えた回となりますので、この回の様子をご報告させていただければと思います。</p> <p>この日は土曜日の開催でして、学校行事とも重なりやすい時期ということもありまして、参加者30名とやや少なめだったのですけれども、活発な意見交換となつてございました。</p> <p>資料3を御覧いただければと思います。こちらは、ワークショップを欠席された子どもさん向けに職員が作った資料ですけれども、せっかくなので、今回はこちらの資料を使って内容を紹介させていただければと思います。</p> <p>まず、ワークショップの前半、この資料で言うと①から⑤当たりのところまでですけれども、こちらでは、権利を持っている人が権利を求めずに、義務を持っている人が何もしなければ権利がないのと同じことになってしまうよということですか、権利を持っていることが実は「つらい」ことでもあり、誰かに助けを求めてもよいのだよということ。それから、子どもの権利を守るためには大人がどうするかということがとても大事だよということ、職員による寸劇ですとか、東京都が作成し</p>

た動画を見て、考えてもらいながら学びました。

その後、資料で言うと3枚目の⑥から⑧の辺りになりますけれども、子どもにとって大切な権利を復習しつつ、その権利を実現したり守っていくために大人がしなければならないことについて、家庭や地域、区、学校や児童館などの育ち学ぶ場所ごとに考えてもらい、さらに先日の部会でご検討いただきました各主体の役割、大人の役割について、いいねと思うものには「○」、いまいちと思うものには「△」、なくてもいい、違うと思うものには「×」をつけてもらって、その理由を考えてもらうというワークショップを行っております。このワークについては、ちょっと難しく、子どもたちから意見が出ないのではないかと私たちも少し心配したのですが、実際にやってみましたところ、たくさんの意見や考えが寄せられています。

資料4-①は、各主体別に大人がしなければならないことについて、大人はこんなことをしなければならないのではないかとということ子どもに意見出しをしてもらったものでございます。それから、資料4-②、A3横のものになりますけれども、こちらは私たち大人が考えた役割に対して子どもがどう考えたかという意見となっております。この資料には全ての意見を載せることはできておりませんで、「△」や「×」がついたものは全部載せて、「○」の中ではちょっと特徴的なものを載せさせていただきます。

皆さんが会場にお入りになるときに廊下のところを御覧いただいたかなと思うのですが、実際に作成したワークシートは、あちらに全部展示しておりますので、またお帰りの際に御覧いただければと思います。

これらの子どもたちからの意見を事務局でまとめたものが資料4になります。こちらを少しご説明させていただければと思います。

全体的に大人が考えた「大人がしなければならないこと」に対して、子どもは「○（いいね）」という意見が多くあったかと思えます。ただ、「△（いまいち）」とか、「×（無くていい）」という意見については、育ち学ぶ施設の一例として示しました、図書館での大人の役割に対して比較的多くなっていたかなと思えます。これは、図書館という施設の性格上、学校ですとか、児童館ですとか、そういったほかの育ち学ぶ施設とは求める役割が少し異なるのかなということが分かったところです。

その他、全体を通してですけれども、言葉の意味や具体的な内容がよく分からないですとか、大人といっても、誰がやるのかが分からないといった意見が全体を通じて比較的多かったかなというところがあります。

あとは、育ち学ぶ施設の「大人がしなければならないこと」で、これは資料4-②の「学校」とか「児童館など」の2つ目に書いてある、「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの個性を重んじるとともに、子どもにとっても最もよいことを第一に考えて、子どもが年齢や発達に応じてのびのびと成長できるよう、子どもを支えなければなりません」、こちらと、その下、3つ目に書いてあります「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの人格を尊重して、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません」。この2つについては同じ内容ではないかですとか、一緒にしてもいいのではないかという意見が比較的多くございました。

また、いずれの主体についても、子どもの居場所となり得るですとか、



に自分の身が守れるから教えてほしい」、「子どもからの意見はどのようなものがあつたか知らせてほしい」、「意見がどのように反映されたのかを教えてほしい」など、子どもの権利について知り、自分の意見が尊重されているかを確認する機会や場が望まれているということも分かったところでした。

また、最後に、「先生の負担軽減のために、先生のケアが大切」というような、大人の負担軽減を求める意見も家庭のところと同様に出ていたところでした。

次のページに参りまして「児童館など」、これは総回答数が65票で、そのうち〇が62票ということです。

こちらは「のびのびと成長できるよう、子どもを支える」という表現に対して、多様なニーズに応じていくことが重要という意見が出ました。子どもへの支援は一律に行うのではなく、その子どもに合った様々な手段で対応することの重要性を感じたところでした。

「子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません」という先ほどの②のところに対しては、「家庭では言えないこともある、家庭以外の居場所で子どもの意見を聞いてほしい」という意見がありました。

また「子どもの悩みや困難に対して、外部の機関に協力または連携して応じていく」については、図書館のところと同様に、「勝手に連携するのではなくて、本人の意思を可能な限り尊重してほしい」という意見が挙げられています。

「安全な居場所であるよう整える」というところに対しては、「身体的安全面の配慮を付け加えてほしい」といった意見が出ており、子どもが安心安全な居場所を強く求めていることが分かりました。

また、「保護者と協力して」という表現に対して、「家の人は仕事などがあり忙しくてできない、時間があるときにやればよい」という、保護者に対して負担軽減を望むといった意見もございました。

最後に「図書館」でございます。こちらは総回答数が49票で、このうちの〇が34票です。先ほど申し上げたとおり、ここは少し△や×がほかのところと比べると多めだったところでした。

こちらは「どの子どもにとっても安心できる安全な居場所であるように整える」という点が肯定的に受け入れられていたところでした。一方で、「子どもの年齢や発達に合わせて、支える」ですとか、「子どもの個性を重んじ、子どもにとって最もよいことを考える」「子どもの悩みや困難に対して適切に応じる」「悩みや、困ったりした時に協力や支援を求めることができる」、これらの表現に対しては、「図書館の人にそこまでの役割や関係性を求めない」という意見が出ています。このことから、育ち学ぶ施設というくくりの中でも、施設によって大人に子どもが求める役割が異なるということが見えてきたところでした。

また、明らかなじめなどは「学校に通報する必要がある」とする一方で、「相談に乗ったり、解決したりということは子どもをよく知る学校の先生に任せるべき」といった意見が出ました。子どもの状況によっては、適切な相談先等につなげることが求められていると感じたところでした。

最後の意見としまして「保護者と協力しながら、子どもの成長や発達を支える責任」の表現について、図書館と保護者との協力の必要性はどのくらいなのかという疑問が出されており、図書館のような個人でも楽

しめる場所における保護者との協力体制については目的等を示す必要があるのではないかと感じたところです。

また、1枚ページをおめぐりいただくと、⑤「地域」のところですが、これも総回答数が少なめの44票なのですが、○がそのうち41票になっています。こちらにも似たような意見が出ているのですが、大人の役割の「地域の一員」「まちづくりや地域の活動に子どもが参加できるよう」に対して、「一員であるというところがよい」ですとか、「まちづくりは子どもも含めて全員が理解・納得できるようにしなければいけない」、「参加を通して関わりの機会を増やす」など、肯定的、前向きな意見があったところです。

特に、「子育てについて理解を深める」「保護者の仕事と子育てが両立できる環境を整える」ことについては、「子育てに理解がないと『子育てなんて簡単』『甘え』などといって批判をしたりする人が出てくる」ですとか、「最近はお互い働いている家庭が多いので、子どもがずっとどこかに預けられていたりするので、どうにかしてほしい」といった、子どものためにも、子育てをする保護者の環境を考慮する必要があるという意見が多くありました。

そのほかに「地域において、子どもや親が孤立しないよう適切に見守る」ことについて、「子どもだけでなく、親も含めての支援、家庭での問題を地域がサポート」など、子どもだけではなく、親への支援にも目を向け、家庭の問題であっても地域の中で支えていくことが必要という意見もございました。

一方で、△の意見については、「地域の誰がやるのですか」とか、「誰向けなのかが分からない」という疑問も出ており、区民や事業者などの地域の人々の主体をより具体的に表し、子どもとの関係性を明確に示すなど、伝わりやすい工夫が必要であると感じました。

表現については、「全体的に『なりません』というのが厳しい感じがする」とか、漢字が多くて難しい、分かりやすくしてほしいといった趣旨の意見がございました。

最後に、⑥の「区」のところですが、こちらは52票中50票が○ということでした。「子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け」というところに対しては、「子どもの意見や気持ちに耳を傾けなければ子どもにやさしいまちづくりはできない」、「子どもの気持ちに耳を傾けてくれるだけでもいいけれども、より実現してくれるといい」といった意見がございました。

また「支援が必要な子ども及び保護者に対して」というところについては、それは大事だと。虐待を認知したら、子どもが命を落とす前に積極的に行動に移してほしい。「居場所の整備に努めなければ」には、「特にやってほしい」とか、「学校に行けない子に配慮した居場所があったらよい」と言った意見ですとか、「子どもの権利の普及及び啓発」には、「ワークショップまで知らなかった、知って損はないし、学校等でも授業をして知ってもらうのがいいと思った」など、子どもの権利を保障するために区が行う取組について、積極的に進めることを求めるという意見が多くありました。

一方、△については、環境及び条件整備について、「子どものいい環境だけではなく、大人もいい環境をつくったらいいいのではないか」という広い視野を持った意見がございました。

疑問として出された意見では、「環境及び条件整備をもっと具体的に

	<p>してほしい」、「検証する仕組みが分かりづらい」、「どういうふうに検証するのか」といった指摘があり、実施に当たってはより詳細な内容を分かりやすく示していく必要があると感じたところです。</p> <p>表現については「鑑み」「条件」「整備」といった難しい漢字を使わないでほしい、「啓発」という言葉の意味が分からないというような、小学生も一緒にやっているワークショップですので、そういったところでご意見があったところです。</p> <p>少し長くなりましたが、私からは以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。6月1日にやったワークショップですけれども、どんなふうに行ったのかということ自体は資料の3にまとめていただいています。</p> <p>先ほどの説明の中の感想にもありましたけれども、子どもからどれぐらい意見が出るのだろうという危惧を最初はしていました。6月1日に臨むに当たって事前に何人かの子どもに聞いたところ、「最近のワークショップはお菓子を食べて来ているだけみたいな感じですけどね」と言っていた高校生の子どもがいたので、何か達成感だとか、少し高いレベルで議論をすることを望んでいることがかいま見られたところもあったので、6月1日のワークショップに当たっては、権利の問題であるとか、権利を保障するに当たって大人が非常に重要な役割を果たすのだということを印象づける形で、子どもたちがどういうことを基準に自分たちで判断したらいいのかということと一緒に積み上げていくことを前半でかなり丁寧にやりました。その上で、この審議会でやってきた大人の役割について検討してもらおうという形を取ったのです。</p> <p>この意見集約は実は私も今日初めて見ていて、30名ほどで10班に分かれてやっていたので、どんな意見が出てきたのか全て把握していなかったのですが、このようにまとめていただくとなかなかのもですよね。これだけの意見をきちんと伝えてくるというのは、それなりに真剣に考えてくれた成果かなと思って、少し感動して見ていました。</p> <p>この中には、結構答申の中にも反映しないといけないものがあると感じていますけれども、皆さんからご質問でも、ご意見でも何かご発言があればと思います。感想でもいいのですが、いかがでしょうか。</p>
佐野委員	<p>私も子どもたちの意見をまとめていただいたこれを読みながら、子どもの権利を守るためには子どもだけに焦点を当てずに、子育て支援が不可欠だなと。そこまで子どもたちが考えている、自分だけのことを考えているのではなくて、大人のことも考えている子どもたちがいるというところはすごいなと感じました。</p> <p>繰り返しもなるのですけれども、子どもの権利を守るために、子育てやその環境をどう整えていくかというところに重きを置いた条例ができるといいなと思いました。みんなの幸せをというところでは、大人も子どももウィン・ウィンの条例ができるといいなと思います。以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。川崎で条例をつくったときのお披露目のときに、子どもたちが「まずは大人が幸せになってください」と言ったのとかか通じるところがあるなと思って聞いていました。</p> <p>ほかにもいかがでしょうか。</p>
向井委員	<p>私もここまで考えているのかと思って、感銘を受けました。</p> <p>1つ、よくぞ言ってくれたというのは図書館のところで、要するに、放っておいてほしい権利の新たな表明かなと思いました。あまり目があ</p>

	<p>り過ぎるというのは、簡単に言うと「うざったい」ということだと思うので、放っておいてあげるためにどうしたらいいんだろうというのが新たな課題として見えたなと思いました。以上です。</p>
野村会長	<p>ここでは、「育ち学ぶ施設」と私は一くくりにしていたのですが、6月1日の前のワークショップで「自分たちにとって居場所はどこか」というテーマについてやったときに、家庭とか学校のほかに図書館を挙げる子どもが結構いたので、図書館は結構重要なのだと思い、今回のワークショップでは、施設の一例として取り上げて聞いたところ、非常に丹念に見てくれて、役割としては全部文言が同じなのですが、施設によってそれぞれ役割が違うでしょう、図書館はそういうことではないよねという、非常に正しい意見も頂いたように思います。どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
岡野委員	<p>第4回のワークショップ、資料3ですけれども、「ハナちゃんとボビーによる劇」というところで、『権利』と『義務』「権利＝『求めることができる』と肯定的に書かれているのですが、その一番下のところで、「ハナちゃんが『返して』と言わず、ボビーが返さない」「じゃあどうしたらいいの？」というやり取りがあるので、ボビーに返してもらえないまで、何度も求めるのじゃ！」「それは、つらいな」「権利を持っているのって、実は『つらい』んじゃない」となっています。権利は求めることができるよ、「返して」と言うことができるよと何となく肯定的なことを言っているにもかかわらず、やり取りの中では「それは、つらいな」とか、実は権利を持つことは「つらいんじゃない」となると、何となく「権利を持つことってつらいの？」みたいなイメージとか解釈とか、これだけ読むと、「権利って求めることもできるけど、つらいんだ」というところで終わっているような感じがして、この辺はそれで合っているというか、どうなのかなと。私としては「権利は求めることができるよ」「返して」と言うことができるよ」ということでいいのではないかなと思ったのですが、どうなのですか。これは否定ではないのですかね。</p>
野村会長	<p>権利は求めることができるし、義務はしなければならないという対になっているのですが、それを言わないとどうなるのか、権利があっても言わないと権利がないのと同じになってしまう。だけれども、権利というのは、自分で実力行使はできないので、返してもらうためにはずっと言って求めていかないといけない。</p> <p>そうなってくると、権利を持っているということが実はとても大変なのだということです。そのことは権利と義務を考える上ではとても大事なことで、つまり、権利というのは、日本国憲法にも「不断の努力」という記述話がありますけれども、権利を実現するためには、自分自身でちゃんと表現し続けていかないといけないということは、権利の本質的な部分と考えこのワークを入れました。</p> <p>例えばお金の貸し借りだって、借りたほうはそのまま借りっ放しにしておけば、時効になればもらえてしまうわけだけれども、貸したほうはわざわざ裁判までやらないと取り返せない世の中ではあるのですよね。なので、権利の上にあぐらをかくなとよく言われるのですが、権利とはそういうものだということは子どもたちにも理解してもらうことが必要かなと思いました。</p> <p>ただし、それは子どもの権利そのものの問題ではなくて、いわば権利</p>

	<p>と義務の問題ということで話をしているので、その次に「子ども権利って何？」ということで、資料3のグループワーク④でこの4色のカラーになっているシートを使って、子どもの権利をもう1回確認して、その子どもの権利を保障するために何が大事かといったときに、実は大人がとても大事だよという話を次の⑤動画視聴のところでしています。</p> <p>東京都の動画、特にこのサッカーの動画というのは、手前みそで恐縮ですが、私も作るのに関わったのですけれども、これはすごくよくできています。内容としては、子どもがサッカーをやりたいのだけれども、一度転んでしまったのを見てけがをするのを心配してお母さん親がやらせないのですね。サッカー教室のチラシをお父さんが持ってくるのだけれども、お母さんが「駄目だ」と言う。子どもは「やりたい」と言ったのだけれども、お母さんが「駄目だ」というので、ちょっとしょぼくれてしまって元気がなくなってしまうのですね。何を声かけても全然反応しないで、ずっとうつむいている。</p> <p>そんな子どもの様子を心配して、お母さんが子どものことを思いながら料理をしていたら、指を包丁で切ってしまうのですね。そのときにハッと思い出したのが、自分が若いとき、結婚したての頃に、指をけがしながら、あるいはやけどをしながら一生懸命料理を作って、自分の夫が「おいしい」と言って食べてくれたときのことで、「こういうことが大事なんだ」と思って、サッカー場に行って、子どもに「やってごらん」と言って子どもの背中を押します。やっぱり転んだりけがをしたりするけれども、子どもは「平気、平気」と言って、最後には、ゴールを決めて、みんなで「がんばったね」と言って終わる、というものです。</p> <p>この動画の中で変わったのは誰かということ、大人なのですね。子どもはやりたいと言っているだけだけれども、大人の考え方が変わっていく。その意味では、大人の役割はとても重要なのだということを子どもたちとも共有をしました。その上で、子どもの権利を守るために、大人は何ができるか、しなければならないかということで、審議会で考えたものを検討してもらったという段取りになっていました。一般的な権利・義務の考え方の問題と子どもの権利は違うものではあるので、そのような段階を踏んで考える材料を提供していったということになります。</p>
岡野委員	<p>「つらい」という表現よりも、「権利を持つのは大変だ」とか、そういう言葉はどうでしょうか。「つらい」と「大変」とは少し違うというか。本当に言葉のことですけれども。</p>
野村会長	<p>ワークショップのときのニュアンスとしては、そういう「大変だ」という意味で伝わっていると思います。「権利を持っているのはつらいよね、大変だよね」というのは、自分で言わないとそれは実現できないものなのだと。③の寸劇のところでは「何度言っても返してくれなかったらどうする」という話もしていて、そういう時は大人に相談するよねと。大人であれば裁判になるのだけれども、学校の先生に相談したらどうなるかなという話をしました。ボビーとハナちゃんの寸劇話は、次に会ったときに返すからと言って、夏休みの直前にボビーがハナちゃんからゲームを借りるのですね。借りたボビーは、夏休み中は借りられると思っていた。ところが、2日後の夏期講習で2人は会ってしまうのですね。それで、ハナちゃんは返してもらえんと思ってボビーに声をかけようとしたところ、ボビーはちょっと気まずい感じもあったと思うけれども、そのまま去って行ってしまうというのを、これはどうするという話で</p>

	<p>す。</p> <p>寸劇の後にボビーとハナちゃんからインタビューという項目を設けて、2人の言い分を聞いてみたところ、ハナちゃんは会ったのだから返してもらいたい、ボビーは夏休み中借りて、一生懸命練習してうまくなるつもりだったという話です。そのときに、返してもらえないときに、ハナちゃんが学校の先生に相談したらどうなるかなと話もしていて、多分学校の先生は両方の話を聞いて、ボビーが夏休み中借りて練習したいと思うのはよく分かるよねと。そうしたら、例えば2日後に返すというのはちょっと早すぎるので、もう何日か、1週間後ぐらいにするのはどうかな、という提案をしてくれて、お互いの納得のいくところで解決してくれるのではないかなと。困ったり、つらくなったときには大人に頼ることも大事だよねという話をワークショップで話していますので、つらいままで終わったわけではなくてきちんとやってくれる大人がいますよというメッセージを伝えているということです。</p>
岡野委員	ありがとうございます。
横田委員	<p>資料4を拝見させていただいて、子どもたちはすごいなと率直に感じました。と同時に、この第4回のワークショップは、子どもたちにとっても非常に充実した時間で、本当に広い視野を持っているいろいろな意見が出てきて、きっと子どもたちはすごい成長があったのかなと、この資料だけ見てもすごく感じるいい会だったのだなということを感じとして申し上げさせていただきます。</p> <p>先日、私、高井戸小学校、久我山小学校の子育てネットワーク事業の地域連絡会に行ってきました。実はその地域連絡会は、昨年度も子どもたちにどんなことができますかというのをテーマにずっと話し合ってきた地域なのですね。その中で、前回、子ども権利条例を杉並区はこういうふうに進めているという話が話題になり、各グループに分かれていろいろな話が出てきました。それに対して大人として何ができるのか、あるいは条例にどんなことを盛り込んでいきたいのかみたいな話になって、いろいろな話が出てきたのですが、まさしく子どもたちが2ページ目の「家庭」の一番下「大人が困ったりしたとき、それが解決されない」という意見が大人からも出ていて、大人同士のつながりをどうしていくのか。あるいは関係諸機関に行ける大人はいいけれども、そこまでエネルギーがない大人の方をどう救っていくのか。そんなものも条例の中に入っていると、救われる大人、子どもたちがいるのではないかという話も出ていました。</p> <p>また、私としては、この4ページ目、審議会の議事録を見ている方も結構いたりして、この「なりません」とか、「鑑み」といった言葉は子どもにとっては分かりづらいのではないですかね、ここは何とかならないですかねみたいな意見も出ていました。</p> <p>あともう1つは、今後、この条例をつくるに当たってだと思のですが、子ども同士がそれぞれの権利をきちんと守ってあげる。子どもが自分の権利ばかり主張するのではなくて、相手の子どもに対してもお互い権利を尊重するようなものが入っていくと、例えばいじめの防止になるとか、また、お互いを尊重するという気持ちを培っていければ、彼らが大人になったときも、2ページ目の大人が支え合う、保護者同士が支え合う、地域が保護者を支える、そんなところにもつながっていくのかなと話も聞いていて私は感じたところです。</p>

	<p>これからどういう話になるか分からないですけれども、本当に子どもたちのこの気持ちを大切にしていってあげたいし、これを条例にぜひ盛り込んでいただくとありがたいのかなと強く感じました。感想です。</p>
野村会長	<p>これが実は不思議なことに、この資料3の②のブランコの例なのですが、A君もB君もC君もD君もブランコに乗りたいというお話で、A君が乗っていて、いつまでも代わってくれません。「あなたがB君だったらどうしますか」と子どもたちに言うと、「代わって」とA君に言うと答えます。じゃあ「代わって」と言わないとどうなるかという、B君には権利がないのと同じだよという話です。</p> <p>「あなたがA君だったらどうする」と尋ねるときに、「ちょっと乗って代わる」「すぐ代わる」「代わらない」の三択にしています。ほとんどの子どもがいずれかの形で「代わる」と答えます。なぜかと聞くと、自分だけではなくて、B君やC君やD君にも権利があるからと答えてくれていて、そうすると、お互いの権利を尊重すること、と書かなくても、自分も、ほかの子どもも権利を持っているということがきちんと認識されれば、おのずと権利がぶつかったときにどうするのか、子どもたちは真剣に考えるのだなということを感じています。</p>
増田委員	<p>今回、この子どもたちの意見を読ませていただいた感想ですけれども、この審議会ですとか、間に何回かありました部会で私たちが議論していく中で、この辺はひっかかるよねとか、具体性に欠けるよねと、私たち自身が不安ないしは危惧を持っていたことと同じようなところで子どもたちが疑問を持っていたことが分かったと思います。</p> <p>例えば子どもにとって最もよいことを大人が考えるといっても、それが必ずしも子どもにとって最もよいことではなかったりするという危惧ですとか、または暴力、言葉による心への暴力も暴力として考えてほしいですとか、あと体罰、人によっては体罰も愛情に含まれているので、「愛情」という言葉を使っても、あまりに抽象的だよというのは、確かに部会の中でも私たちが話し合ってきた点だと思うのですね。</p> <p>あと、次の4ページ目の「地域」といっても、地域の一体誰がこれをやるのですかとか、または、区の責務として子どもの気持ちや意見に耳を傾けてくれるといっても、実現しなかったら意味がないよねというのはどこかで大人も感じていたことですし、こういう子どもたちから今回挙がった意見に、まさに今回の答申で私たちがもうちょっと具体的に答えを出していくことが、この子どもの意見や気持ちにちゃんと向き合っていくことなのだなと感じました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。</p>
曾山委員	<p>私も保護者の立場でもありますので、子どもたちはすごく保護者のことをよく見ているのだなと感じました。</p> <p>今回、この審議会では子どもの権利に関する条例を考えようということではあるのですが、この条例は子どものためのものであるとともに、大人、特に保護者に対しての呼びかけのようにもすごく感じられるのですね。</p> <p>保護者にすごく読んでほしい、大人に読んでほしいという気持ちもすごく皆さん持っていらっしゃると思うのです。子ども自身が大人の立場をすごく慮ってくれているようにも感じたことから、私、前文に対してのキーワードやフレーズをいろいろ考え過ぎてしまって提出できなかったのですが、保護者に対する呼びかけや大人に対する呼びかけ</p>

	<p>を前文に追記してもいいのかなと感じました。</p> <p>例えばですけれども、杉並は子どもを大事にするとともに、皆さんの子育てを応援していますよとか、大人も一緒に考えていきましょうとか、そういったことを前文にメッセージとして載せていったらいいのかなもしれないなと考えました。</p>
野村会長	ありがとうございます。いかがでしょうか。
岡野委員	<p>ワークシート、資料4-②の「地域」のところのその他の一番下ですけれども、「最近、両親ともに働いている家庭が多いので、子どもがずっとどこかにあずけられていたりするのでどうかしてほしい」。この「どうかしてほしい」というところがちょっと気になっていて、多分これは、子どもの預けられる先が学童だったり、放課後等居場所事業だったりすると思うのですけれども、そこが子どもにとって楽しく過ごせる場所であれば「どうかしてほしい」という意見は出てこないと思うのですね。なので、子どもが預けられているという気持ちではなく、楽しく過ごせるような場にしていかないといけないのかなと訴えかけられているような感じがしました。以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、こういう子どもたちの意見が出たということを前提として、答申案についてご報告いただければと思います。</p> <p>答申案についてはいろいろな作り方が実はあって、委員が分担をして答申案をつくるという方法もあるのですけれども、なかなかそういう時間もなかったことから、これまでの議論、特に議事録を掘り返していただいて、皆さんの意見が反映されていると思われる形で事務局にまとめていただいたのがこの答申案になります。ただし、先ほど確認した、子どもワークショップでの意見をまとめるのと並行でつくっていったので、大人の役割のところには子どもたちの意見がまだ反映されておりません。答申案について今日これからご報告いただいて、少し議論をしたいと思います。皆さんには、先ほど報告のあった子どもワークショップでの意見なども踏まえて、次回までにご意見を頂くという形にして取りまとめをしていければと考えています。</p> <p>ということで、資料6になりますけれども、答申案についてご説明いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>答申案の検討ということでご説明をさせていただければと思います。</p> <p>まず初めに、こちらの資料についてですが、昨晚遅い時間のメール送信となってしまいまして、事前に十分にお目通しいただく時間が取れなかったかと思います。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、説明に移らせていただきます。資料6の前に、資料5をご用意させていただいております。まず、そちらを先に御覧いただければと思います。</p> <p>資料5「答申案（骨格）について」の左側でございますように、答申案の骨格については前回の審議会で一度お示ししまして、審議会でのこれまでの議論等を踏まえての方向性の確認をさせていただいたところでございます。ただ、その後、資料5の右上のところに「諮問」というものが四角で囲んで書いてございますけれども、諮問の内容と答申とを対比して確認しやすくなるように記載事項の一部を並べ替えるとともに、項目名についても諮問と合わせる形で変更させていただいております。</p>

	<p>この後ご説明する資料6の答申案のたたき台では、この資料5の右側「変更後」にお示ししている順番で記載していますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>次に、資料6の答申案のたたき台についてでございますが、この間、審議会で議論を尽くしていただいた内容ですとか、ワークショップで聴取した子どもたちからの意見や考えを踏まえまして、諮問内容と照らし合わせて、できる限り委員の皆様からのご意見を盛り込んで事務局で作成をさせていただいたものでございます。</p> <p>このたたき台をまとめるに当たって、先ほど会長からもお話がございましたが、会議記録をもう一度読み返させていただきました。そういった中で、委員の皆様のご意見には本当にそれぞれの大切なキーワードが盛り込まれていることを改めて実感したところですが、このキーワードの一字一句を全てという形で盛り込むのは難しく、今回の案では委員の皆様の大変な思いの部分をエッセンスという形で詰め込むことをさせていただいています。ですので、個別具体的なご意見はそのまの言葉としては必ずしも記載がされていないものもあるかと存じますけれども、どうかご理解いただければと思います。</p> <p>また、これから答申案の内容を検討するに当たりまして、答申までのスケジュールも合わせて確認させていただきたいと思うのですが、諮問に対する答申予定時期が実は6月となってございました。ただ、これからこのたたき台を基に皆さまにご検討いただくということもありまして、大体7月上旬から中旬ぐらいまでの間には区長に答申を提出したいと考えているところでございます。</p> <p>このため、本日、この場でご議論いただいた後、先ほど次回までにとのお話が会長からあったのですが、1週間後の6月19日ぐらいいままでに委員の皆様のご意見を事務局にお寄せいただければと思っております。その意見を踏まえて必要な修正を行いまして、また会長、副会長にもご確認いただいて、次回、7月2日を予定しておりますけれども、その最終の審議会で修正箇所等を確認していただくという流れで進めさせていただきたいと思っております。非常にタイトなスケジュールとなっておりますけれども、何とぞよろしく願いいたします。</p> <p>先ほど報告させていただきましたワークショップの子どもからの意見の部分については、今回たたき台としてお示ししておりますものの目次の3番目「区・地域団体・事業者等の役割と子どもの権利保障」の部分に反映してくると思いますので、この辺りについてはまだこれから、特に子どもの意見を反映させなければいけないところが出てくるかなと思いますので、またご議論をぜひともお願いしたいところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
野村会長	内容は説明しなくていいですか。
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、内容のほうについても簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、答申案のたたき台の目次を御覧いただきますと、「はじめに」の後に、1番で「杉並区の子どもの現状」、2番目に「子どもの権利擁護の考え方」、3番目で「区・地域団体・事業者等の役割と子どもの権利保障」、4番目で「本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策」ということで整理をさせていただきます。</p> <p>1枚ページをおめくりいただいて、4ページ「杉並区の子どもの現状と課題」</p>

につきましては、今まだまとめができておりませんので、こちらは昨年度の調査等から記載をしながら作成させていただきたいと思っております。

5ページ、大きな2番の「子どもの権利擁護の考え方」では、まず、『子ども』の考え方を記載しております。黒い四角のところに書いてあるところで、『子ども』については、原則的として条約と同じ『18歳未満のすべての者』とします。ただし、その子どものおかれた状況により次の4点について考慮する必要があります」ということで、18歳に達しても、同じ高校3年生であれば、18歳未満の子どもと18歳以上の子どもが混在することがあるので、18歳に達した高校生についても、『18歳未満の子どもと同等の権利が認められることがふさわしい者』として対象に含まれることを望みます」と書いております。

また、その同じ考え方で、高校3年生以外の場合でも、その子ども自身や生まれ育ってきた状況等によっては同じようなことが想定される場合もあるため、「18歳未満の子どもと同等の権利が認められることがふさわしい者」として、例えば高校に行っていないとか、具体的に言えば定時制の学校に通っているとか、いろいろなことが想定されると思うのですけれども、そういった者も「対象に含めることを望みます」と記載しております。

また、2番目としまして、「区外から杉並区内の学校や施設、職場に通っていたり、区内で活動に参加したり一時的に居住している子どもについては、多くの時間を区内で過ごしていることから、対象となる『子ども』に含めることを望みます」としております。

③としては、「杉並区の子どもが区外で過ごす場合の場所や、関わる大人に対しても子どもの権利が守られるように、区が働きかけることに努めることを求めます」としております。

最後、④としまして若者についてということで、こども基本法に含まれる39歳ぐらいまでのいわゆる若者については、求められるものが違うこと、若者に対する施策と子どもに対する施策が必ずしも親和性があるものではないという考え方から、「当審議会における対象には含めない」とする一方で、「若者施策を軽視するものではなく、こども大綱等を踏まえながら別途、十分な検討がなされることを望みます」とさせていただきました。

(2)「子どもの権利」の考え方については、この審議会の中でずっと今まで検討してご議論いただいたものについて記載させていただいているものになります。

次に、少しページが飛びまして、9ページの大きな3番で、「区・地域団体・事業者等の役割と子どもの権利保障」についてでございます。こちらが先ほど申し上げました、6月1日のワークショップで行った子どもから見た大人の役割への意見出しを踏まえて少し修正を行っていく必要があるところでございますが、現時点では、前回お示ししました野村先生に作っていただいた資料を基に、同じように記載をしている状況でございます。

また少し飛びまして、12ページの4番「本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策」でございます。こちらについては、大きく「子ども参加の仕組み」「相談・救済の仕組み」「子どもの権利の普及・啓発」「子どもにやさしいまちづくりの推進」、最後に「子どもの権利に関する条例」ということで、5点に分けてまとめさせてい

ただいています。

まず、12ページの「子ども参加の仕組み」でございますが、13ページの一番上の四角の1つ目に、「子どもが意見を表明できる多様な機会を設けるとともに、子ども施策や計画の策定や実施に伴う評価検証など、子どもが求められて区政へ参加するほか、地域の一員として子どもたちが自らテーマを設定して区の課題等について話し合い、様々なことを恒常的に提案していくこともできるような子ども参加の仕組み（『(仮称)子ども会議』等）を条例に盛り込むことを検討してください」ということを記載しております。

2つ目の四角のところ、「また、育ち学ぶ施設や地域の各主体において、子どもの意見が反映されるよう奨励するとともに、意見反映のための体制の整備等の取組に対する支援が必要と考えます」ということも記載させていただきました。

(2)「相談・救済の仕組み」については、また黒い四角のところをご紹介させていただきますが、「子どもの相談・救済機関は、普段から子どもにとって身近で何でも相談しやすい場となるような工夫や仕掛けが大切です。子どもたちが相談・救済機関を知らないことで不利益を被ることがないように子どもが親しみやすい方法で広く周知を行う必要があります。また、子ども自身だけではなく、学校や子ども家庭支援センター、令和8年度に設置される区立児童相談所等、子どもが関わるすべての場所や大人は、子どもの権利侵害からの救済という視点で相互理解を深めるとともに、区内のあらゆる機関や機会を通じて広報に努めることも重要です」とさせていただきます。

1枚ページをおめくりいただいて、「相談しやすい手段は子どもによっても異なるため、当事者となる子どもたちから意見を聴きながら検討を行い、本当に困っている子どもがアクセスしやすいように、様々な方法に対応できるようにすることが望まれます。また、いつでも立ち寄ることができるように、設置場所を誰もが知っていることももちろん重要ですが、立ち寄ったことの目的が分からないようにする配慮を併せて行うことも大切です」といったことも記載しております。

3点目としまして、「子どもの相談・救済、その仕組みの改善を行うに当たっては、子どもの気持ちや思いに寄り添い、どのような解決を望んでいるのか、その意見や考えを尊重しながら子どもの代わりに必要な意見をきちんと言えるような仕組みとすることが重要です」といったことを記載しております。

この相談・救済の仕組みについては、こういった考え方の部分を中心に記載させていただいているのですが、具体的にどういった相談窓口になるのか、救済の仕組みをつくるのかといったところについては実はあまり具体的なお議論がなかったかなということで、そういったところについてはあまり記載されていないことをご了承いただければと思います。必要でしたら、そういったところについても少しご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、14ページの(3)「子どもの権利の普及・啓発」です。こちらについてもまた黒い四角のところをご紹介させていただければと思います。「区は、区において子どもの権利の普及、啓発のための取組を行わなければなりません。また、育ち学ぶ施設及び地域において子どもの権利が普及し、啓発されることを奨励し、それに対する支援を行う必要があります」。

	<p>もう1点「子どもの権利の普及、啓発を行うに当たっては、あらゆる年代でも興味を持って普及が進むような手法等を検討するため、子どもから意見を聴くとともに、子ども自身が行う普及、啓発の活動を奨励し、支援を行う必要があります」と書かせていただきました。</p> <p>続いて、(4)「子どもにやさしいまちづくりの推進（子ども施策の策定、実施、検証）」です。こちらは15ページに四角で3点ほど載せております。</p> <p>「区は、条例に基づいて子どもに関わる施策を推進していくために基本となる計画（以下、「子ども計画」と言う。）を策定します。策定に当たっては、区民の声を聴くとともに、子どもの意見が反映されるための措置を講じなければなりません」。</p> <p>「区は、子ども施策を総合的に推進するための組織を整えなければなりません。また、子ども施策に係る部署及び子どもに関わる活動を行っている団体等と連携・協力し、子ども施策を横断的かつ効果的に推進するものとします」。</p> <p>「区は、子ども施策が子どもの権利保障に資するものとして総合的に実施されているかどうかを検証するための仕組みを整えなければなりません」という3点を掲げております。</p> <p>最後に、(5)「子どもの権利に関する条例」でございます。こちらは特に四角として出しているところはないのですが、こういった本区における子どもの権利擁護を推進するために必要な方策を踏まえまして、子どもの権利に関する条例をつくる必要があるということを最後にまとめさせていただいている文章となっております。</p> <p>ご紹介させていただきますが「国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として令和5年4月に『こども家庭庁』を創設するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、『こども基本法』を施行しました」。</p> <p>「こども基本法下において、基礎自治体である杉並区が子どもの権利を保障しながら子ども施策を総合的に推進していくことはとても大切なことです。当審議会では、そのために必要となる方策として、区が子どもの権利に関する総合的な条例を制定し、『こども基本法』に定められた理念的な内容を仕組みとして整え、条例を根拠として継続的に実施していくことがとりわけ必要であると考えます」。</p> <p>「なお、条例は、題名に『子どもの権利』を含めたり、子どもたちの意見を反映した前文を設けたりするなど、子どもたちの思いを踏まえたものになることを望みます。また、当事者となる子どもたち自身が内容を理解しやすく、自分たちの条例だと思えるような工夫や配慮が十分になされることを望みます」、そういったことで最後にまとめさせていただいている内容になってございます。</p> <p>少し長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p> <p>今日から1週間後ぐらいまでにご意見を頂ければということではあるのですが、この段階でお気づきのことがあればと思います。</p>
佐野委員	<p>学校関係者として、教員として、今、いじめの件数がとても多くて、</p>

	<p>いじめから守られる権利ということはすごく、子どもにとってのいじめは人権侵害だから、この中には「いじめ」という言葉が1つも出てこないのですね。子どもの権利擁護に関するいろいろな条例を見ていると、「いじめ」という言葉がしっかり出てきていることを考えると、もっと前の「子どもの現状」のところで触れられるのかもしれないのですけれども、学校の課題として、今、子どもたちの課題として、いじめのことについてももう少し触れられるようなことがあっていいのかなと思いました。</p> <p>それからもう1つ、今、不登校もとても多くて、子どもたちの教育機会確保法からは多様な学びが求められているところで、そのようなこともあまり具体的には、学ぶ権利みたいなところの中でもう少し触れたほうがいいのかなとこれを読みながら感じたところです。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>かなり一般的に書いてはあるので、その意味では、例えば東京都のこども基本条例では、重点施策みたいな形で入れてあるところもあって、どういう形に入れるかは別にして、いじめ、虐待、不登校と学び、貧困もひょっとしたらあるかもしれないですけども、そういうことがうまく表現できたほうがいいのではないかとということでしょうかね。分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
谷村委員	<p>この審議委員をする1年間の中でいろいろな方から繰り返し言われたのが、子どもに権利を与えるなんて早いみたいな話とか、わがままな子が増えるみたいな話をたくさん言われ続けたのです。</p> <p>その都度思ったのですけれども、新しい権利を子どもたちが主張していると捉えている人が一定数いるのかなと思っていて、決して新しい権利ができていのではないかと、当たり前のもともと存在するものを明記しているということと言及したほうがいいのではないかと、日々言われ続けて感じているところです。</p>
野村会長	<p>川崎の条例をつくった頃はややそういう小乗的なお話がありました。こども基本法ができたときに、政党政治的に評価するお話ではないかもしれないけれども、基本的には与野党ともに全会一致の形になっていて、国レベルでそういうことを言う人は今ほぼほぼいないのですよね。何を考えてそうおっしゃっているのかというのが甚だ不明です。</p> <p>私は、それこそ小金井市の条例をつくるときには、このような審議会の中でにっちもさっちもいかない議論をした記憶がありますけれども、ちょっと環境が変わってきたのだなと思っている現状の中でそういうことがあるとすると結構ゆゆしきことかなと感じました。やや歯に衣着せぬ言い方をすると、ちょっと時代錯誤かなと思ったりもしています。ただ、子どもたちの意見の中に、そうは言ったって書かないと分からないよねというのもあったので、うまくそういうことが表現できればいいかなと思います。</p> <p>いずれにせよ、条例は最終的に議会にかかることになるのですけれども、全会一致で通ることがとても大事なことではあるので、それぞれ議論をしながら、前向きに考えが深められていくような材料としてうまく表現できればいいなと思ってお聞きしていました。どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>

板垣委員	<p>2つあるのですけれども、今、周りの人から子どもがわがままになっていくのではないかという話があったということですが、例えば中学受験が過熱しているとかいうのも、子どもがやりたいというよりも親がやらせていることが多いと思うのです。でも、親の中でも子どもの権利を知らない人、私もここまで知らなかったので、先生たちは当然知っていると思うのですけれども、一般的には知られていないからそういうふうになると思うのですね。</p> <p>なので、今回、条例をつくるということを知らせるのはすごく大事で、先ほど曾山さんもおっしゃったように、知ってもらうための文章を前文に書く、あるいは知ってもらうための手段をもっと考えていくことが大事なのかなと思います。</p> <p>それから2点目は、この「相談・救済の仕組み」のところで、子どもが相談したり救済する仕組みをつくってほしいということが書いてあるのですけれども、まだ計画の最初の段階だと思うのですけれども、子どもの意見の中になかなか居場所をつくってほしいとか、居場所と書いてほしいとか、親とか周りに知られないように相談したいみたいなこともありました。ちょっと先走ってしまうかもしれないのですが、図書館を利用されるお子さんが多いと。図書館は本を読みに行っていると思うので、そこにそういう部屋をつくることもできるのかなと今日話を聞いて思いました。先のことになると思うのですが、思ったことを述べさせていただきます。</p>
野村会長	<p>前半のことはそのとおりで、つまり、子どもに権利を教える前に義務をとという話は、もうそういう時代ではないだろうと思っているというのが先ほどの話です。ただ、子どもの権利とは何かというのは実はすごく難しく、私も少し前まで解けなかったところがあるのです。それほど合意が出来上がっているものではないので、その意味ではこの条例をきっかけとして、大人も、あるいは子どもも、子どもの権利とは何かという共通点をつくっていけるような、そういう礎になればいいなと思っています。</p> <p>その意味では、子どもの権利が所与のものとしてみんなが分かっているというふうに自信を持って言えない部分もあるのは当然のことかと思えます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
増田委員	<p>私も佐野委員と意見が重なるところがあるのですけれども、今これを説明していただいて感じましたことは、これを読んでいる限りだと、実際に不安を抱えていたり、悩んでいたり、居場所がなかったり、相談する人がいない子どもたちのことがここからだちょっと見えづらいななという気がします。</p> <p>例えばそれが「杉並区の子どもの現状」で不登校の子どもがこれぐらいいるとか、外国ルーツの子どもがこれぐらいいるとか、居場所を求めている子がいるとか、そういったことはここで書かれるのか、それとも条例の前文で差別に悩んでいる子がいるとか、不登校の子がいるとか、障害のある子がいるとか、そういった何らかの形で書かれることが大切ではないかと感じています。</p>
野村会長	<p>最初の会議のときに杉並区の子どもの現状の報告がありました。そのときにはなかった不登校とかいじめの資料を教育委員会にお願いして、次の2回目ですべて出させていただきました。そういう現状は答申の一番最初のところ「杉並区の子どもの現状」に表れてきて、そういうことを前提と</p>

	<p>して条例をつくるのだという筋書きなのかなと思います。</p> <p>ただ、先ほど佐野委員がおっしゃったように、条例の本文の中にそういうことが表現できないだろうかということは考えてみることであればなと思っています次第です。</p> <p>ほかにかがでしょうか。</p>
高木委員	<p>最初の頃に思っていたことですがけれども、いいものをつくってもそれが周知徹底されなければ全く意味がないわけであって、特にお子さんたちもそうですし、親御さん、保護者もそうですけれども、それをどうやって知らせるかということがそんなにここではうたっていないような気がするのですね。少なくとも小学校とか何かの教育現場では知らせる必要があると思うのですね。それもきちんとこまを取って教えなければ、幾らこういうものをつくって、どこかから探してつかみ取る子もいるかもしれないけれども、ヤングケアラーで親の面倒ばかり見ている子はどうしていいか分からないわけで、自分がいかに酷い状況にいるということが分からなければ、助けを求めることもできないわけですよ。だから、せっかくいいものをつくるわけだから、具体的に知らせる周知徹底の手段ももう少し考えていただかないといけないのではないかなと思った次第です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。周知は「子どもの権利の普及・啓発」のところには入っているのですがけれども、実際条例を作っている自治体を見ると、それをどこが担うのかというのは、実は子どもの相談・救済機関と言われている、「子どもオンブズマン」と言ったほうがその場合にはぴったりくるかもしれませんけれども、そこが担っているところが大きいのです。もちろん行政の担当部署が取りそろえていくというのはあるのですけれども、学校に出向いて行って授業をしたり、いろいろ教材の開発をしたりということもあるので、そういう役割も、「相談・救済の仕組み」と言うとやや限定されてしまうのですけれども、そこに入れていければなと思ったりもしています。</p> <p>それから、今、高木委員のご意見を聞いていて思ったのですがけれども、今回の子どものワークショップを見て分かるとおりに、子どもには何か分かりやすく要約した普及、啓発のものを配ればいいやということではないのだと思うのです。もちろん普及、啓発のためのいろいろな工夫は必要ですが、条例そのものを見て子どもが分かるものでなければ、多分駄目だろうなと思いました。</p> <p>15ページの「子どもの権利に関する条例」ところに一言「当事者となる子どもたち自身が内容を理解しやすく、自分たちの条例と思えるような工夫や配慮」となっていますけれども、その工夫や配慮は条例自体になければいけないだろうと思って聞いていました。</p> <p>今回、子どもたちが意見を言ったのは、まさに審議会の文そのものを読んでやっているわけですよ。これを要約して分かりやすくしたものの意見ではないので、むしろそのものをきちんと子どもたちに分かりやすくすることが子どもに対してリスペクトをしているという意味合いでもあるので、そのことはとても大事なかなと。ですます調にするかどうかはともかくとしても、そういうことが必要かなと思ってお聞きしていました。</p> <p>あと、いかがでしょうか。</p>
谷村委員	<p>「相談・救済の仕組み」の議論があまり今回なかったので、意見を少し言いたいのですがけれども、多分、救済機関だけでできることの限界と</p>

	<p>というのはマンパワーも含めてあると思うので、子どもの権利擁護サポーターみたいな仕組みがあってもいいのかなと思っています。私は介護職員をしているのですが、介護業界だと認知症サポーターというのがある、その養成講座があって、認知症の方に接する可能性がある人から子どもたちまでいろいろな人が一定の研修を受けて、何かあったら助けられるみたいな、これがうまく機能しているかどうかは別としてですけれども、仕組みがあったりします。</p> <p>子どもたちもいろいろなところでいろいろな人と関わったり、あとは相談しやすい人、何か困ったことがあったりする状況をうまく引き出せる人も多様だったりするので、そういう仕組みをつくって、サポーターみたいな方が救済機関にうまくつなぐ仕組みがあって、全地域的に広がっていくと普及にもつながるし、うまく救済や相談にもつながりやすいのかなと思いました。何かそんな仕組みがあってもいいのかなと思っています。</p>
野村会長	<p>やや論争的に言うと、1つはそういう形で相談・救済の仕組みを広げると、核になるものがぼけてしまうかなというのと。子どもオンブズマンですけれども、例えばアイルランドに行って思ったのは、オンブズマンに対するアドバイザリーパネルという子どもの委員会があるのです。子どもが逆にオンブズマンにアドバイスをする、子どもがオンブズマンを助けるという仕組みなんですけど、子どもたちの主体性を伸ばすだけとか子どもたち自身が相談・救済の仕組みを周知してくれるという意味ではいいかもしれないと思います。両立しない話ではないのですけれども、そういうこともあるかなと思って聞いていました。</p> <p>ついでに申し上げますと、2段落目の「このため」ということは、2段落目ではなくて、むしろ黒い四角になるかなと思って聞いていました。「救済機関は不可欠です」までがリード文で、四角の最初が「当審議会においては」から「必要があります」という、これが四角の1番かなと思って聞いておりました。</p> <p>この議論のときに多分お話が出たと思うのですが、相談員を含む相談室がなければ、専門委員だけ置いてもしょうがないと思うのです。なので、「専門家委員をもって設置し」というのはいいのですけれども、常に窓口が開いているということと、相談を受ける相談員がきちんとそこにいるということがこの相談・救済の仕組みとしてはとても重要なことだと思って、ここの部分については聞いていました。</p> <p>あとの四角が必ずしもこの相談機関の本体そのものを説明したものではないので、むしろ2段落目を四角に落としたほうがいいかなと思ったということです。</p>
佐野委員	<p>今、野村会長のお話を聞いてすごくいいなと思ったところがあって、今は子どもの権利条例を誰が守るのかというところで、大人が守ってあげるみたいなイメージが強かったのだけれども、子どもが主体になってこの条例を守るといえるのか、普及させるといえるのか、子どもの権利擁護に関する条例だからこそ、子どもが主体になるべきかなとすごく思ったのです。ですので、何かそういった思いをこの中に書けるといいのかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	ありがとうございます。
向井委員	先ほどからというか、ずっと審議会で分かりやすく伝えることが必要

	<p>だということと、表現方法について話をしてくれて、今もお話が出ていましたけれども、分かりやすさだけでは多分届かなくて、どんどん中身が濃くなっていってしまうのですけれども、そこに迫力が必要で、本当にこれだけ時間をかけてということではないのですが、本当に考えたのだということをお伝えしたい。伝えたいという気持ちを伝えたいということをお迫力を持った表現で野村会長は。そこなのかなと思ったのですね。</p> <p>どうしても条例用語というのですか、こういう文章はどうしてもこういう表現になってしまう。どこでも見ると言うてはいけないのですが、どうしてもこのような言葉遣いになると思うのですけれども、それを越えた迫力はそこでしか表現できないのかもしれないと思ったので、その最後の一滴をここで絞り出すのか、会長に一任するのかというのはまた別ですけれども、何かこれだけというのは入れられたらよいのではないかと思いました。その迫力が何か伝わるというか、これはマジかもしれないみたいなものが、子どもはもちろんですけれども、目にした大人にも伝わるようなものができるとういのではないかと思いました。</p>
野村会長	<p>皆さんがここで考えたという思いが迫力となって表れるような「はじめに」を考えられればなと思います。ありがとうございました。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>これで議論が終わりではなくて、1週間後ぐらいにいろいろご意見を頂いて、もう1回議論の機会がありますが、今回は、佐野委員が移動教室の引率のため欠席されるということなので、何でも言っていただいて構わないのですけれども。</p>
佐野委員	<p>私は、本当にこれだけ区の方が動いてくださって、これだけの資料だったり、子どもたちと関わってこの条例をつくるというのは本当にすごいことだと思っていますし、また、かなり子どもたちがここに関わってきたなと手応えを感じているところです。</p> <p>こうやりながら、私たち大人はもっともっと子どもを信頼していいのではないかな、子どもに任せていいのではないかなと思うようになっていくのです。今まであまり任せてこなかったり、親の価値観や大人の価値観で子どもに接しているから、なかなか子どもの権利が守られなくなって、もっと子どもに助けをもらえばいいやとか、もっと子どもを信頼して子どもと一緒につくればいいやという考えや思いを学校現場だったり社会の中でつくっていくような、そういう合意形成が必要なのではないかなとこれをやりながら感じたところです。</p> <p>来週、次の機会は出られないのですけれども、やりながら思いつくこと、考えることがすごくあるので、そういうのをまたまとめて出したいと思っています。本当にありがとうございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。そういう意味では、アイルランドのアドバイザーパネルはすてきな仕組みですね。子どもたちが自分たちでテーマを見つけてオンブズマンに提案していくのですね。</p> <p>そのような文化は結構すごいなと思っていて、もちろんアイルランドだけではないと思うのですが、アイルランドの子ども参加がかなり進んでいるというので何回か訪れました。そういう仕組みが、子どもを信頼する、子どもをパートナーと位置づけるということかなと思ったりもして、実際に見てきたところです。</p> <p>そういう意味では、子どもを信頼するというスタンスがうまく表現できればいいかなと思いました。どうもありがとうございました。</p>

高木委員	<p>不勉強で存じ上げないのですが、先ほどからアドバイザーパネルとおっしゃっているのは、どうやって選ばれるのか。年齢とか、どういう仕組みで選任されているのか教えていただければと思います。</p>
野村会長	<p>アイルランドは、子どもに関わることを決定するようなどころには必ず子どもたちの委員会のようなものがあって、アイルランド語で「コーラナノグ」と言っていますけれども、市議会には必ずありますし、児童館にもあつたりします。その1つとして、オンブズマンにはアドバイザーパネルというのを設けていて、それはその活動をする子どもたちは学校から推薦してもらおうと言っていました。そのアドバイザーパネルの活動に参加するときには、学校を休んでもいいとか、あるいは遠くから来るときにはバスを仕立てるであるとか、制度的保障仕組みがあります。</p> <p>「学校からの推薦だと、学校が考えるいい子ばかり集まるのではないですか」と話をしたところ、そこはうまく配分ができるように、オンブズマンのほうからこういう子どもをというオーダーを出すと言っていました。任期が何年だったか忘れてしまいましたけれど、この間の3月に、東京都の事業で子どもを10人連れていったときには、20人ぐらい集まってくれて交流をしてきました。</p>
高木委員	<p>イメージとすると、小学生、中学生、高校生……。</p>
野村会長	<p>18歳までの子どもが参加していて、この間の交流に来たときには比較的年齢の高い子どもが多かったですけれども、それだけではなかったかなと思います。</p> <p>杉並でもワークショップで45人集めたというのは相当すごいと思うのですよね。なかなか子どもたちは集まってきてくれないのですけれども、いきなり45人集めたというのはすごい。30人定員での募集だったのですけれども、定員以上の45名から申し込みがあり、選定するかということも検討しましたがけれども、せっかく応募してくれたのだからという話になって、応募者全員に参加してもらったのです。</p> <p>例えばこういう子どもたちが、この条例ができた後の相談・救済機関のアドバイザーみたいな形でそういう文化をつくっていってくると、これはほかの自治体にはない、相当先進的な取組になるかなと思っています。そのためには、このワークショップをずっと手を替え品を替え、文化として根づくまでやり続けなければいけないという大変さはあるのですけれども、そういうことが大事なかなと思ったりしています。</p>
若松委員	<p>今のお話だと、アイルランドではできているということは、杉並区の今のエネルギーで考えたら決してできないことではない。ここに「(仮称)子ども会議」と書いてありますけれども、子ども主体なのだということを見せるために、本当にエネルギーがあるのであれば、そういう仕組みをどうつくろうかと。それも子どもにも考えてもらってということができていくとよりいいのかなと感じました。</p>
野村会長	<p>今まで日本の文化として、子どもからという話になると、意見を聞くということだったと思うのですよね。大人にとって都合がいいというか、大人がそのときに聞きたいことを子どもに示して、意見をくれますかというやり方ですが、そのためだけに子どもが集まってくると何が起こるかということ、大人に評価されるような、「それ、いい意見だね」と言われることをよしとするような意見ばかりが集まるようになってしまうのですよね。</p>

	<p>それではあまり子どもの意見を聴取したことになっていなくて、ヨーロッパ向きの子ども参加のモデルで「ランディ・モデル」というのがあるのですけれども、子どもたちの意見を聞くためには空間が必要だし、子どもの声をきちんと挙げられるような環境が必要だし、それを聞く大人がちゃんといるということが必要だし、聞かれた内容が反映されているかどうかをきちんと評価していく、そういう全体の仕組みとして考える必要があるという理論的な裏づけもされているのですけれども、その意味では日本は子どもの意見を聞くというところにまだとどまっている状況です。</p> <p>でも、こども基本法の第11条で、子ども等の意見を反映する措置を取るものとするとしたのは、よく入れたなと思いました。つまり、「聞く」ための措置を取るものとするのではなくて、「反映」するための措置を取るものとするというのは、もう一段ハードルを上げているのですよね。しかも、それを自治体に義務づけているというのは、この意味合いはきちんと大人として受け止めておく必要があるかなと思ったりしております。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
横田委員	<p>本当に個人的な感想というか、大それたことを言えば、さっきのワークショップもそうですけれども、ぜひ子どもたちのためにも続けていってもらいたいなと思います。資料を見ても意見を聞く場が、学校はもちろんやっていますけれども、いろいろな場があったほうがいいのかと私は思っています。45名の子どもたちが参加できるというのはすごいことだと思います。</p> <p>先ほど向井委員も何か熱いメッセージをとおっしゃっていましたが、この条文には盛り込めないのかも分からないけれども、そういうことを継続してつなげていくというのは大人の覚悟として、杉並区は大変になってしまうかもしれないのですけれども、大きなメッセージになりますし、こういった次代を担う子たちがいるということは杉並区の大きな財産だと思うのです。ぜひこの機運は、杉並区だからこそできるのかなと思いますし、ぜひ続けていってもらえたらというのが、個人的な感想ですけれども、思います。</p>
野村会長	<p>子どもたちの参加だとか意見を聞くというのは、ゆう杉並からつながっている、杉並区が培ってきた文化でもあり特徴でもあると思うので、そういうのがうまくつながっていけばいいなと私も思いました。ありがとうございました。</p> <p>さて、まとめみたいな回になっていますが、まだ終わっていませんので、よろしく願いいたします。先ほど事務局からお話がありましたとおり、1週間後ぐらいまでに、今日の議論も含めてご意見を頂ければと思います。</p> <p>ちょっと先に進んでいきますけれども、皆さんに宿題としてお願いした、子どもの権利条例の前文に入れたいキーワードということで資料7を用意していただいています。それぞれの委員ごとにいろいろ書いていただきまして、これ自体をまとめるのは難しいというお話でしたので、そのまま出していただいているのですけれども、この答申には前文までは入れ込めないかなと思っています。この出していただいたキーワードをある意味、審議会の遺産、置き土産とした上で、子どものワークショップの中で前文を練っていくという形で活用させていただければと思っています。</p>

	<p>そういう意味では、皆さんのご意見が全部入るかどうかは分からないですけれども、この思いを受け止めて子どもたちにぶつけていければなと思っています。ひょっとしたら大人ワークショップも同時にやってもいいかなと思っているのですけれども、区はそのような予算がないかもしれませんね。なので、ボランティアでということで、大人は自分でお菓子を持ってきてワークショップをやるみたいな形になるかもしれませんが、具体的に決まっているわけではありません。ですが、少なくとも皆さんからのキーワードについては受け止めさせていただいて、今後、子どもたちと一緒に作るワークショップの貴重な材料にしていきたいと思います。そういうことでよろしいですかね。ありがとうございました。</p>
曾山委員	<p>ご提出はまた後ほどさせていただきます。さっきちょっとお話もしたのですけれども、保護者に対してとか、大人に対してのメッセージ、呼びかけということでもう1つ思ったことがあります。「不適切にもほどがある！」というドラマがちょっと前にあったのですが、そういったドラマが象徴するように、子育てをしている親世代が子どもだった頃と今の子どもたちが生きているこの時代で、子どもの権利が随分違う捉えられ方をしているのではないかなと思っているのですね。昔の子育てというのが、今で言うともしかしたら虐待と感じられているようなこともあるかもしれないなと思っています。</p> <p>そうした子ども時代を過ごした保護者、親がこの条例を目にしたときに、自分のときはそうではなかったとか、自分は大切にしてもらえていなかったとか、そういうふうにござわざする気持ちだったり、親の責任、大人の責任ということが強く打ち出されることで、すごく責められているような気持ちになったりするのではないかなと感じたところもあったので、そのためにも大人に対するメッセージの追記をぜひお願いしたいなと思います。ご検討お願いします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>それでは、一応今日予定していた議題「その他」の前までは以上ということになりますが、「その他」の今後の進め方について、事務局からよろしく願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、「その他」として今後の進め方でございますけれども、第8回の開催日は次第に書かせていただいているとおり、第8回（最終回）、日時が7月2日（火）午後6時30分から、区役所中棟5階の第3・4委員会室ということで予定をしております。また改めてご通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。以上になりますか。</p>
子ども家庭部長	<p>ご議論ありがとうございました。この間、やってきた中でのまとめではなくて、最後にもう1回があります。前回の審議会のところでもう1回やりたいというお話を、どうにか予算の工面がつきまして、7月2日に最終回ということでやらせていただく形になりました。本日、答申案のたたき台を事務局でもまとめさせていただきましたが、子ども政策担当課長から申し上げたように、ぎりぎりの送付となりまして、本当に申し訳ございませんでした。</p> <p>ただ、実情を申し上げますと、子どもワークショップを同時並行でやってきて、この間の子どもの意見などもまとめさせていただきました。併せて答申案の内容については、審議会6回と部会2回、改めて総ざら</p>

	<p>い、全部我々も読ませていただいて、皆さんの意見も反映させる形で、なるべく意を汲んでたたき台を作らせていただいた次第です。委員の皆さんの意に沿うような形で作ってきた中で、送付が遅くなってしまったことについてはおわびを申し上げたいと思います。</p> <p>答申案につきましては、皆さんの今日の意見、併せて来週、1週間後を締切りとさせていただく中での意見も頂いた上でまとめていきたいと思っております。今日の中でもワークショップは続けていただきたいとか、新たな仕組みについてもっと書き込みをしていただきたいというお話もありましたので、それも答申案に書き込む形で意見を受け止めさせていただきます。そして、その後区長が受け取った答申をどのような形で条例化していくかということになります。</p> <p>委員からも迫力をというお話がありまして、その部分は答申案の「はじめに」のところに、会長を含めての思いをいただくということと、それを受け止めた上で我々も検討させていただければと思います。</p> <p>ただ、前任の子ども家庭部長からも3月に申し上げていたかと思うのですが、条例、法律という形になる中では、どうしても法制部門との調整が必要になってきます。分かりやすくということと、やらなければならないところのしがらみの中をどういうふうバランスを取っていくかということについては、我々事務局も法務部門と調整をさせていただきたいと思っております。そういった中で、皆さんの意見、思いをしっかりと受け止めて作っていきたいと思いますので、まず1週間後ということをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。今、子ども家庭部長からお話がありましたけれども、この間の子どもワークショップであるとか、この審議会開催に向けて、事務局の方の尽力は大変なものだったように思います。子どもワークショップの企画の打合せで、事務局案を「そうじゃなくて」と私が全てひっくり返して、職員の寸劇を入れてみると、無理難題を言ってきたように思います。でも、それに全て応えていただく形でご努力いただいたことは、我々の中でも明記しておければと思います。</p> <p>最終的な条例案の策定に当たっては、事務局と法務部門との調整になると思うのですね。これは川崎のときからそれをやっていますので、その意味では古きよき法務部門の伝統を打ち破らざるを得ないと思います。大人が変わるといのはそういうことなのかなと思っていますので、そういうことを踏まえて対応していただけるものと信じておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>では、議事は以上ということで、終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。</p>